

新宿区公共工事の中間前払金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区契約事務規則（昭和39年新宿区規則第15号。以下「規則」という。）第50条第2項の規定によりする前金払（以下「中間前金払」という。）に係る前払金（以下「中間前払金」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 中間前金払の対象は、規則第50条第1項の規定により前金払をした同項第1号に掲げる公共工事であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(額)

第3条 中間前金払は、1契約金額の2割に相当する額の範囲内において、既にした前金払に追加してすることができるものとする。

(限度額)

第4条 中間前金払の限度額は、1件の契約につき2億5,000万円とする。

(支払の制限)

第5条 区長は、第2条に規定する中間前金払の対象とされる工事（以下「対象工事」という。）であっても、規則第50条の2に規定する部分払を行うときは、中間前払金を支払わないものとする。

2 前項に定める場合のほか、区長は、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(端数処理)

第6条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

(対象工事等の明示)

第7条 対象工事、中間前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ、入札参加者等にこれを明示するものとする。

(約款及び特約条項)

第 8 条 対象工事の請負契約には、次に掲げる事項を約款又は特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として中間前払金を支払うこと。
- (2) 中間前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約をいう。以下同じ。）の変更に関すること。
- (5) 中間前払金の使途制限に関すること。
- (6) 保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還に関すること。

(中間前払金に係る認定)

第 9 条 中間前払金の支払いを受けようとするときは、請負契約に係る工事が対象工事に該当することについて、あらかじめ、区長の認定を受けるものとする。

- 2 前項の認定（以下「中間前払金に係る認定」という。）の請求は、認定請求書（第 1 号様式）に工事履行報告書（第 2 号様式）を添えて、区長に提出することにより行うものとする。
- 3 区長は、前項の請求を受けたときは、新宿区工事施行規程（昭和 63 年新宿区訓令第 16 号）第 4 条第 1 項に規定する工事主管課長をして、その内容の調査を行わせるものとする。
- 4 区長は、前項の調査の結果を踏まえ中間前払金に係る認定を行ったときは、認定調書（第 3 号様式）を当該請求を行った請負人に交付するものとする。
- 5 区長は、第 3 項の調査の結果を踏まえ中間前払金に係る認定を行わなかつたときは、当該請求を行った請負人に対し、書面にてその旨を通知するものとする。

(請求手続)

第 10 条 中間前払金の請求は、中間前払金に係る認定を受けた後に、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、その保証契約証書（以下「保証証書」という。）を区長に提出した上で行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認めるときは、前項の請求の時期を別に指定することができる。
- 3 区長は、第 1 項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求を行った請負人に中間前払金を支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還)

- 第 11 条 規則第 50 条第 3 項の規定により追加払し、又は返還させる中間前払金の額は、
変更後の契約金額に第 3 条、第 4 条及び第 6 条の規定を適用して算出した額と既に支払
済みの中間前払金の額の差額とする。
- 2 規則第 50 条第 3 項の規定による中間前払金の追加払の請求は、当該請負契約の変更の
日以後、次条第 1 項の規定により変更後の保証証書を区長に提出した上で行うものとする。
- 3 区長は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該請求を行った請負人に中間前払
金を追加払するものとする。
- 4 規則第 50 条第 3 項の規定による中間前払金の返還は、当該請負契約の変更の日から区
長が指定する日までの間に行わせるものとする。この場合において、当該日までに中間
前払金の返還がないときは、区長は、当該請負人に対し、当該日の翌日から中間前払金
の返還があった日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法
律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づき財務大臣が定める率と同率（年当
たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日の率とする。）を乗じて計算した額（100
円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り
捨てる。）を徴収するものとする。
- 5 規則第 50 条第 3 項に該当する場合において、残工期が 30 日未満のときその他区長が
必要ないと認めるときは、同項の規定による中間前払金の追加払又は返還を行わず、
又は行わせないことができる。

(保証契約の変更)

- 第 12 条 規則第 50 条第 3 項の規定による中間前払金の追加払を受けようとするときは、
あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を区長に提出するものとする。
- 2 前項の規定は、中間前払金に係る対象工事の工期が延長された場合（区長が保証契約
を変更する必要ないと認める場合を除く。）について準用する。
- 3 規則第 50 条第 3 項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該請負人が
保証契約を変更したときは、区長は、当該変更後の保証証書の提出を求めるものとする。

(使途制限)

- 第 13 条 中間前払金は、当該中間前払金に係る対象工事に必要な経費以外の経費の支払に
充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

- 第 14 条 規則第 50 条第 4 項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該請

負契約の対象工事に既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額から当該既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第 50 条第 4 項の規定により中間前払金を返還させる場合においては、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ第 11 条第 4 項に規定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（2 年度以上にわたる対象工事の中間前払金）

第 15 条 2 年度以上にわたる対象工事であっても、中間前払金は、契約金額に第 3 条、第 4 条及び第 6 条の規定を適用して算出した額を支払うものとする。この場合において、既に支払った中間前払金の額が年度末における当該対象工事の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

- 2 前項後段の規定は、事故繰越その他の理由により次年度に繰り越される対象工事に係る中間前払金について準用する。

（債務負担行為を伴う対象工事の特例）

第 16 条 債務負担行為を伴う対象工事であることを理由に、第 5 条第 2 項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払わなかった場合において、区長が必要と認めるときは、次年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。